除く。）に対して手術を行った場合は、当該手術の所定点数にそれぞれ所定点数の100分の400、100分の300又は100分の100に相当する点数を加算する。

7　区分番号Ｊ０１６、Ｊ０１８、Ｊ０２１の２、Ｊ０３１、Ｊ０３２、Ｊ０３５、Ｊ０３９の２及び３、Ｊ０４２、Ｊ０５７並びにＪ０６０に掲げる手術については、頸部郭清術と併せて行った場合は、所定点数に片側は4,000点を、両側は6,000点を加算する。

8　ＨＩＶ抗体陽性の患者に対して、入院を必要とする観血的手術を行った場合は、当該手術の所定点数に4,000点を加算する。

9　緊急のために休日に手術を行った場合又は手術の開始時間が保険医療機関の表示する診療時間以外の時間若しくは深夜である場合において、当該手術の所定点数が150点以上のときは、次に掲げる点数を、それぞれ所定点数に加算する。

イ　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合

⑴　休日加算１　所定点数の100分の160に相当する点数

⑵　時間外加算１（入院中の患者以外の患者に対し行われる場合に限る。）　所定点数の100分の80に相当する点数

⑶　深夜加算１　所定点数の100分の160に相当する点数

⑷　⑴から⑶までにかかわらず、区分番号Ａ０００に掲げる初診料の注７のただし書に規定する保険医療機関において、入院中の患者以外の患者に対して、手術の開始時間が同注のただし書に規定する時間である手術を行った場合　所定点数の100分の80に相当する点数

ロ　イ以外の保険医療機関において行われる場合

⑴　休日加算２　所定点数の100分の80に相当する点数

⑵　時間外加算２（入院中の患者以外の患者に対し行われる場合に限る。）　所定点数の100分の40に相当する点数

⑶　深夜加算２　所定点数の100分の80に相当する点数

⑷　⑴から⑶までにかかわらず、区分番号Ａ０００に掲げる初診料の注７のただし書に規定する保険医療機関において、入院中の患者以外の患者に対して、手術の開始時間が同注のただし書に規定する時間である手術を行った場合　所定点数の100分の40に相当する点数

10　メチシリン耐性黄色ブドウ球菌（ＭＲＳＡ）感染症患者（感染症法の規定に基づき都道府県知事に対して医師の届出が義務づけられるものに限る。）、Ｂ型肝炎感染患者（ＨＢs又はＨＢe抗原陽性の者に限る。）若しくはＣ型肝炎感染患者又は結核患者に対して、医科点数表の区分番号Ｌ００８に掲げるマスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔、医科点数表の区分番号Ｌ００２に掲げる硬膜外麻酔又は医科点数表の区分番号Ｌ００４に掲げる脊椎麻酔を伴う手術を行った場合は、所定点数に1,000点を加算する。

11　手術の所定点数は、当該手術に当たって、表面麻酔、浸潤麻酔又は簡単な伝達麻酔を行った場合の費用を含む。

12　対称器官に係る手術の各区分の所定点数は、特に規定する場合を除き、片側の器官の手術料に係る点数とする。

13　同一手術野又は同一病巣につき、２以上の手術を同時に行った場合における費用の算定は、主たる手術の所定点数のみにより算定する。ただし、神経移植術、骨移植術、植皮術、動脈（皮）弁術、筋（皮）弁術、遊離皮弁術（顕微鏡下血管柄付きのもの）、複合組織移植術、自家遊離複合組織移植術（顕微鏡下血管柄付きのもの）又は粘膜移植術と他の手術とを同時に行った場合は、それぞれの所定点数を合算して算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

14　区分番号Ｃ０００に掲げる歯科訪問診療料を算定する患者であって、同注５に規定する加算を算定しないものに対して、歯科訪問診療時に手術を行った場合は、次に掲げる点数をそれぞれ当該手術の所定点数に加算する。

イ　区分番号Ｊ０００（１、２及び３に限る。）に掲げる抜歯手術を行った場合（注１の加算を算定した場合を除く。）　所定点数の100分の50に相当する点数

ロ　区分番号Ｊ０１３（２に限る。）に掲げる口腔内消炎手術を行った場合　所定点数の100分の30に相当する点数

15　区分番号Ｃ０００に掲げる歯科訪問診療料及び同注５に規定する加算を算定する患者に対して、歯科訪問診療時に手術を行った場合は、次に掲げる点数を、それぞれ当該手術の所定点数に加算する。

イ　区分番号Ｊ０１３（１及び２に限る。）に掲げる口腔内消炎手術以外の手術を行った場合　所定点数の100分の50に相当する点数

ロ　区分番号Ｊ０１３（１及び２に限る。）に掲げる口腔内消炎手術を行った場合　所定点数の100分の30に相当する点数

16　区分番号Ｂ０００－６に掲げる周術期口腔機能管理料⑴（１に限る。）又はＢ０００－７に掲げる周術期口腔機能管理料⑵（１に限る。）を算定した患者に対して、算定後１月以内に悪性腫瘍手術を全身麻酔下で実施した場合は、周術期口腔機能管理後手術加算として、200点をそれぞれ所定点数に加算する。

第１節　手術料

区分

Ｊ０００　抜歯手術（１歯につき）

１　乳歯　130点

２　前歯　150点

３　臼歯　260点

４　埋伏歯　1,050点

注１　２又は３については、歯根肥大、骨の癒着歯等に対する骨の開さく又は歯根分離術を行った場合に限り、難抜歯加算として、210点を所定点数に加算する。

２　４については、完全埋伏歯（骨性）又は水平埋伏智歯に限り算定する。

３　４については、下顎完全埋伏智歯（骨性）又は下顎水平埋伏智歯の場合は、100点を所定点数に加算する。

４　抜歯と同時に行う歯槽骨の整形等の費用は、所定点数に含まれる。

Ｊ０００－２　歯根分割掻爬術　260点

Ｊ０００－３　上顎洞陥入歯除去術

１　抜歯窩から行う場合　470点

２　犬歯窩開さくにより行う場合　2,000点

Ｊ００１　ヘミセクション（分割抜歯）　470点

Ｊ００２　抜歯窩再掻爬手術　130点

Ｊ００３　歯根嚢胞摘出手術

１　歯冠大のもの　800点

２　拇指頭大のもの　1,350点

３　鶏卵大のもの　2,040点

Ｊ００４　歯根端切除手術（１歯につき）

１　２以外の場合　1,350点

２　歯科用３次元エックス線断層撮影装置及び手術用顕微鏡を用いた場合　2,000点

注１　第４部に掲げる歯科用３次元エックス線断層撮影の費用は別に算定できる。

２　歯根端閉鎖の費用は、所定点数に含まれる。

３　２については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該手術を実施した場合に算定する。

Ｊ００４－２　歯の再植術　1,300点

注　外傷性脱臼歯の再植術に限り算定する。

Ｊ００４－３　歯の移植手術　1,300点

注　自家移植を行った場合に限り算定する。

Ｊ００５　削除

Ｊ００６　歯槽骨整形手術、骨瘤除去手術　110点